

「第3次佐賀県防犯あんしん計画（素案）」に対し意見表明 ～犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくりの推進に向け意見表明～

一般社団法人日本損害保険協会九州支部佐賀損保会（会長：成田 浩章 損害保険ジャパン(株)佐賀支店長）では、2022年12月12日付で公表された「第3次佐賀県防犯あんしん計画（素案）」の意見募集に対し、12月23日付で意見表明を行いました。

当該計画は、第2次計画（令和元年度～令和4年度）策定後の犯罪情勢や防犯環境の変化等を踏まえ、重点的課題に対処するため、具体的取組の内容を改定されました。

佐賀損保会では、「サイバー犯罪の手口は巧妙化・複雑化するなど、脅威が深刻化している」との状況認識に賛同する一方、組織に対するサイバー犯罪により地域社会基盤を崩壊させかねない脅威があることから、まずは組織向けの対策を推進すること等、次の意見表明をしております。

《主な意見内容》

<該当箇所>

該当ページ番号・・・1～2ページ

第1章 計画の取組方針（参考として第2章（1）県内の犯罪情勢）

当該計画において適時・適切な重点取組を設定し、施策を推進されたことが、昨年の刑法犯認知件数が対平成15年比の5分の1まで低下したことに繋がっており、これまでの適切な計画策定および関係者のご尽力に敬意を表します。

なお、第3次計画策定にあたり、「第2次計画で掲げていた重点取組の内容を踏襲しつつ、これまでの取組状況や今日の犯罪情勢を踏まえ、必要な施策について策定する」という方針につき、賛同いたします。

<該当箇所>

該当ページ番号・・・6ページ・15ページ・19ページ

第2章（1）県内の犯罪情勢③ニセ電話詐欺被害の状況

第3章（2）高齢者、子ども、女性等の安全確保

第5章 I 犯罪の防止のための自主的な活動の促進

ニセ電話詐欺については、組織的かつ巧妙化・悪質化しており、昨年は1億円を超える被害が発生していることから、被害者の多い高齢者への対応が必要であるとの本計画の認識に賛同いたします。また、第3章の重点取組(15ページ)として「ニセ電話詐欺被害防止」を対応すること、第5章の具体的施策(19ページ)として「あらゆる機会を通じた情報発信、高齢者を県民全体で見守るという機運の醸成を図る」ことに賛同いたします。当会においても「第2次佐賀県防犯あんしん計画（2019年～2022年）」の趣旨に賛同し、佐賀県警とともにニセ電話詐欺防止のための共同チラシを作成し、高齢者やその家族に対する広報啓発活動を実施いたしました。

<該当箇所>

該当ページ番号・・・8ページ

第2章（1）県内の犯罪情勢④サイバー犯罪の発生状況

「サイバー犯罪の手口は巧妙化・複雑化するなど、脅威が深刻化している」との状況認識に賛同いたします。

なお、本計画案8ページ掲載の相談件数グラフでは、本県においても不正アクセスの件数が多くなっていることが分かります。情報処理推進機構が本年8月に公表した「情報セキュリティ10大脅威 2022」では、本計画が指摘するように個人向け脅威の1位が「フィッシングによる個人情報等の詐取」です。

一方、組織の脅威の1位は「ランサムウェアによる被害」となっております。近年のDXの浸透によるサイバー空間とフィジカル空間の融合の進展が、ランサムウェアを始めとするサイバー犯罪が現実社会への被害を深刻にしているものと推察します。例えば、日本の名立たる企業グループが操業停止に追い込まれたり、地域の中核病院が長期間診療を停止せざるを得ない状況になるなど、社会基盤を崩壊させかねないといった問題です。

[情報セキュリティ 10 大脅威 2022 : IPA 独立行政法人 情報処理推進機構](#)

また、令和4年9月15日警察庁発表「令和4年上半期におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について」では、資料の冒頭に「サイバー空間が量的に拡大・質的に進化するとともに、実空間との融合が進み、あらゆる国民、企業等にとって、サイバー空間は『公共空間』として、より一層の重みを持つようになってきている。一方で、国内においてランサムウェアによる感染被害が多発し、事業活動の停止・遅延等、社会経済活動に多大な影響を及ぼしているほか、サイバー攻撃や不正アクセスによる情報流出の相次ぐ発生など、サイバー空間における脅威は極めて深刻な情勢が続いている。」と記載しており、個人だけでなく、組織も対応を怠ると、社会経済活動に多大な影響を及ぼしかねない状況であることを指摘しております。

本計画では、個人に着目したサイバー犯罪の発生状況を分析されていますが、今般の情勢を見るとランサムウェアを始めとする、組織向けサイバー犯罪リスクにより地域社会基盤が崩壊させられている状況が確認されており、個人とともに、組織へのサイバー犯罪の発生現状を分析・言及いただきたい。

(警察庁資料) [R04_kami_cyber_jousei.pdf \(npa.go.jp\)](#)

<該当箇所>

該当ページ番号・・・15 ページ

第3章(4) インターネットの安全な利用(規範意識の向上と安全に関する教育)

重点取組の、「児童等がインターネットを安全に利用するための教育や環境づくりに取り組み」については、ネットリテラシー向上の観点からも賛同いたします。

ただし、ランサムウェアの感染により企業グループ全体が操業停止になったり、公的機関や社会インフラを担う組織が感染するなど地域社会基盤が崩壊の危機に陥る可能性もあると考えますので、組織に対する取組を「重点取組」としてご検討いただきたい。

<該当箇所>

該当ページ番号・・・24 ページ

第5章 Ⅲ 犯罪の防止に配慮した環境等の整備 サイバー犯罪被害防止対策の増進

個人向けのサイバー犯罪対策も重要ですが、組織に対するランサムウェアなどのサイバー犯罪により地域社会基盤を崩壊させかねない脅威があることから、まずは組織向けの対策を推進することが肝要であると考えます。

また、組織向けのサイバー犯罪に対しては、公的機関や社会インフラを担う組織はもちろん、組織規模を問わずターゲットにしていることから、特に、対応が進んでいない中小企業等を中心に、専門的かつ的確なノウハウを有する関係機関と連携しながら情報発信や広報啓発を行うことが重要と考えます。佐賀県内でのサイバー犯罪の全様を把握するため、少なくとも組織に対する犯罪に関し、県警への徹底した情報連携策についてもご検討いただきたいと考えます。

<該当箇所>

該当ページ番号・・・25 ページ

第5章 Ⅲ 犯罪の防止に配慮した環境等の整備 サイバー犯罪被害防止対策の増進

「SNS等を利用した詐欺」が急増し、令和4年10月末現在で、41件、被害額3億4,600万円の被害が発生している現状に鑑み、具体的施策として「幅広い世代に対してサイバーセキュリティに関する情報提供を行うとともに、SNS等を利用した詐欺等の新たな手口の犯罪に即応するため、各種媒体を活用した被害防止広報を実施し、県民一人一人がサイバー犯罪の被害に遭わないための意識の醸成に努めます」とされていることに賛同いたします。